

3 経済連携協定に係る外国人介護福祉士の受入れについて

(1) 基本的な考え方

諸外国との経済連携協定交渉を進めていく過程で、交渉相手国から介護労働力の受入れ要望があった場合、経済連携協定締結促進の観点から、交渉相手国に限り我が国の介護福祉士資格取得など一定の要件のもとに受け入れることを検討してきたところである。

(2) 日比経済連携協定について

ア 経緯

フィリピンとの経済連携協定に関しては、昨年9月9日に両国首脳間で署名が行われ、同年12月6日に国会において承認が得られたところである。今後、フィリピンの国会において批准された後に協定が発効し、介護福祉士等の受入れが開始される予定である。(参考資料17)

イ フィリピン人の受入れスキームの概要(介護福祉士関連のみ)

協定の実施に伴い、同協定に基づくフィリピン人介護福祉士候補者等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、その実施に関する次のような内容の指針を定めることとしており、昨年12月28日～本年1月31日の間パブリックコメントに付していたところである。今後、協定がフィリピンの国会で承認された後に、受入れ施設の要件、研修の要件、雇用契約の要件などをフィリピン政府に通知した後、指針を公布する予定である。

(ア) 介護福祉士の国家資格取得を目的とした就労等

実務経験ルートで入国するフィリピン人介護福祉士候補者は、①4年制大学の卒業生でフィリピン政府の介護士の資格を有する者、又は②フィリピンの看護学校の卒業生であることが条件であり、入国後6ヶ月間の日本語等の研修の後、介護施設において必要な知識及び技術を修得することとしている。

入国に当たっては、受入れ調整機関であるJICWELS(国際厚生事業団)が紹介した受入れ先との雇用契約があることが要件であり、その際日本人

と同等以上の報酬とすることとされている。滞在期間は1年間とし、3回まで更新できることとしているところである。

また、就労する施設は、定員30名以上の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護施設であって、以下の要件を満たすものであることとしている。

- 介護福祉士養成施設における実習施設に準ずる体制が整備されていること。
- 介護職員の員数（就労するフィリピン人を除く）が配置基準を満たすこと。
- 常勤の介護職員の4割以上が介護福祉士の資格を有すること。
- 過去3年間に、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない医療法人、社会福祉法人等の受入れ機関が設立していること。

なお、各介護施設において実施する研修の要件は、以下のとおり。

- 介護福祉士国家試験の受験に配慮した介護研修計画が作成されている。
- 研修責任者及び研修支援者の配置等必要な体制が整備されている。
- 日本語の継続的な学習、日本の生活習慣習得等の機会を設ける。

(イ) 介護福祉士の国家資格取得を目的とした就学等

養成施設コースで入国するフィリピン人介護福祉士候補者は、4年制大学の卒業生であることが条件であり、6ヶ月間の日本語の研修の後、介護福祉士養成施設における必要な知識及び技術の修得を行うこととしている。

入国に当たっては、JICWELLSが紹介した受入れ先の入学の許可があることが要件である。滞在期間は1年間であり、養成課程の修了に必要な期間まで更新できる。

また、就学する養成施設の条件は、以下の要件を満たすこととしている。

- 養成課程は、昼間課程である。
- 就学するフィリピン人介護福祉士候補者の数は、総定員の10分の1までである。
- 日本介護福祉士養成施設協会の卒業時共通試験を実施する。
- 過去3年間に、虚偽の学生募集、不正な入学許可その他の不正の行為をしたことがない学校法人、社会福祉法人等の受入れ機関が設立している。

(ウ) 国家資格取得後の就労

国家資格取得後のフィリピン人介護福祉士は、日本人と同等以上の報酬を条件とする受入れ先との雇用契約に基づき、介護福祉士としてのサービス提供に従事し、滞在期間は3年間とし、その後更新する。なお、再入国の許可なしに出国後に再入国する等の場合は、J I C W E L S が紹介した受入れ先との雇用契約が必要である。

また、就労する施設は、以下の要件を満たすこととしている。

- 利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させない。
- 過去3年間に、虚偽の求人申請、二重契約等の不正行為をしたことがない医療法人、社会福祉法人等の受入れ機関が設立している。

(エ) 受入れ調整機関（J I C W E L S）によるあっせん等

J I C W E L S は、円滑かつ適正な受入れを実施するため、以下の事業を実施することとされており、厚生労働大臣は、J I C W E L S に対し、受入れ機関の研修の実施状況その他の必要な事項の報告徴収、指導監督等を行うこととしている。

- 受入れ先の募集及びあっせん
- 受入れ先からの報告の受理
- 介護導入研修等の実施
- フィリピン人介護福祉士等の入帰国及び滞在に係る支援
- フィリピン人介護福祉士等からの相談等に対する対応
- 受入れ先に対する相談支援

(オ) 日比経済連携協定によるフィリピン人介護福祉士候補者の受入れに係る留意事項

フィリピン人の受入れを適正に実施する観点から、我が国においてはJ I C W E L S が唯一のあっせん機関として位置付けられることになっており、これ以外の職業紹介事業者や労働派遣事業者にフィリピン人のあっせんに依頼することはできない。

実務経験コースにより入国するフィリピン人は、受入れ施設で就労しながら国家試験の合格を目指した研修を行うが、フィリピン人と受入れ施設との雇用契約であり、この雇用契約に基づいて日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を支払う必要があるほか、日本の労働関係法令や社会・労働保険が適用される。

フィリピン人の受入は、3年間ないし4年間の滞在の間に看護師・介護福祉士の国家資格を取得し、引き続き我が国に滞在できるようにすることを目的とした制度であり、国家資格取得前は受入れ施設の責任において、国家試験の合格を目標とした適切な研修を実施していただくことが何よりも重要であることに留意する必要がある。

(3) その他諸外国との経済連携協定

インドネシアとの経済連携協定については、昨年11月28日に両国首脳間で大筋合意したところであり、これに沿って署名に向けた作業を行っているところである。(参考資料18)

タイとの経済連携協定については、平成17年9月1日に両国首脳間で、「介護福祉士の受入れの可能性について、協定発効後可能であれば1年以内、遅くとも2年以内に結論に達するよう協議を継続する」ことについて大筋合意したところである。

4 社会福祉法人の経営について

(1) 社会福祉法人審査基準等の見直しについて

社会福祉法人の経営については、本年1月15日の全国厚生労働関係部局長会議において、社会福祉法人経営研究会報告書の概要と報告書を踏まえた今後の対応についてお示ししたところである。

今般、社会福祉法人審査基準等の関連通知について見直しを行うこととし、2月9日から3月12日までの間、厚生労働省HPにおいてパブリックコメントを実施しているところである。（参考資料19）

(2) 通知等の見直しの概要

通知等の見直しの概要と意見募集の対象となる通知は以下のとおりである。詳細については参考資料を参照されたい。

【法人単位の資金管理】

ア 社会福祉事業剰余金等の充当対象となる公益事業の範囲の見直し

(ア) 見直し内容

介護報酬等について、現在剰余金の充当対象範囲を限定している公益事業の範囲の拡大。

(イ) 該当通知

- ・社会福祉法人の認可について（局長通知）…参考資料19 別添1
- ・社会福祉法人の認可について（課長通知）…参考資料19 別添2
- ・障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて（部長通知）…参考資料19 別添5
- ・特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について（局長通知）…参考資料19 別添6

イ 収益事業の収益を充当できる公益事業の範囲の見直し

(ア) 見直し内容

収益事業の収益を充当できる公益事業の範囲の拡大。

(イ) 該当通知（告示）

- ・社会福祉法施行令第4条第7号の規定に基づき厚生労働大臣が定める社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業…参考資料19 別添7
- ・平成14年厚生労働省告示第283号「社会福祉法施行令第4条第7号の規定に基づき厚生労働大臣が定める社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業」の制定について…参考資料19 別添8

ウ 収益事業の借入金1/2規制の撤廃

(ア) 見直し内容

収益事業にかかる借入金は概ね収益事業用財産の1/2を超えない範囲内と
していた制限を撤廃。

(イ) 該当通知

- ・社会福祉法人の認可について（局長通知）…参考資料19 別添1
- ・社会福祉法人の認可について（課長通知）…参考資料19 別添2

エ 資産運用の弾力化

(ア) 見直し内容

資産運用について元本保証型の金融商品での運用に限るとしていたものを、
資産のうち運用財産等については株式保有等を認める。

(イ) 該当通知

- ・社会福祉法人の認可について（局長通知）…参考資料19 別添1
- ・社会福祉法人の認可について（課長通知）…参考資料19 別添2

オ 公益事業の実施にかかる法人財産の有効活用

(ア) 見直し内容

公益事業用財産は他の財産と明確に分離して管理することとしていたが、事
業規模が小さい公益事業については社会福祉事業の円滑な遂行を妨げない範囲
で他の財産の活用を認める。

(イ) 該当通知

- ・社会福祉法人の認可について（局長通知）…参考資料19 別添1

【その他】

カ 定款準則記載方法の簡素化

(ア) 見直し内容

事業の内訳として施設ごとに定款に記載していたものを施設類型ごとに記載すれば良いこととする。

(イ) 該当通知

- ・社会福祉法人の認可について（局長通知）…参考資料19 別添1

キ 監事構成の見直し

(ア) 見直し内容

監事の目的に沿った監事構成の見直しを行う。

(イ) 該当通知

- ・社会福祉法人の認可について（課長通知）…参考資料19 別添2

(3) 今後の予定

3月12日までの間、意見の募集を実施した後、本年度中に改正通知を発出する予定としている。（平成19年4月1日施行予定）

5 福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。各都道府県におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

(1) 平成19年度貸付事業の基本的な考え方

ア 療養病床のケアハウス等への転換に係る貸付要件の緩和（参考資料20）

医療制度改革に伴う療養病床の転換について、その転換事業を促進するため、機構における福祉貸付事業の融資条件の緩和を行うこととする。

(内 容)

○融資率及び貸付金利の緩和

(社会福祉法人や医療法人等が行う特別養護老人ホームやケアハウス等への転換の場合)

- ・ 融資率 : 75%の融資率を90%へ上げる
- ・ 貸付金利 : 財投金利+0.1%を財投金利合わせとする

(営利法人等が行う認知症グループホームや生活支援ハウス等への転換の場合)

- ・ 融資率 : 70%の融資率を90%へ上げる
- ・ 貸付金利 : 財投金利+0.5%を財投金利合わせとする

※ 財投金利1.9%（平成19年1月18日現在）

イ その他融資条件の変更内容

(ア) 融資対象法人の拡大（参考資料20）

障害者グループホームに係る融資対象に、消防法政省令の改正に伴うスプリンクラー等の消防用設備を設置する際の改修に限り、「特定非営利活動法人」を追加する。

(イ) 融資率の見直し

障害者関連施設である「福祉ホーム」を整備する場合の融資率を特例的な融資率（80％）から標準的融資率（75％）へ変更する。

ただし、平成19年度までの措置としてアスベスト対策事業・耐震化事業・災害復旧事業における改修等に限っては80％とする。

(ウ) 融資対象の除外

軽費老人ホームA型及び軽費老人ホームB型を融資対象から除外する。

ただし、平成19年度までの措置としてアスベスト対策事業・耐震化事業・災害復旧事業は引き続き対象とする。

ウ アスベスト及び耐震化等対策（参考資料21）

(ア) アスベスト対策事業に係る融資条件の緩和

機構の福祉貸付事業において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の緩和措置（融資率の引上げ、貸付金利の引下げ）について、平成19年度も引き続き実施することとする。

(イ) 耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の緩和

機構の福祉貸付事業においては、平成18年度から実施してきた耐震化に係る改築・修繕等の事業や災害復旧事業に係る融資条件の緩和措置（融資率の引上げ、無利子貸付（災害復旧事業のみ））について、平成19年度も引き続き実施することとする。

(2) 平成19年度福祉貸付の事業枠

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中で独立行政法人としての使命を果たすため、政策上必要な施設整備のための貸付原資の確保を図った。

資金交付額	3,787億円（うち福祉貸付 2,051億円）
-------	-------------------------

(3) 福祉貸付事業の見直し（参考資料22）

今年度、機構は、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」等に基づき、政策金融改革の基本方針の主旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得ることとされたところであり、先般、厚生労働省としての「独立行政法人福祉医療機構の見直し案」が政府の行政改革推進本部により了解されたところである。（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

福祉貸付事業においては、平成20年度からの次期中期目標期間において「融資率の見直し」、「協調融資制度の拡大」を実施することとしているが、その具体的な内容については平成19年度において各方面と協議し決定することとしており、詳細が決まり次第お知らせする。

(4) その他留意事項

ア 協調融資

介護関連施設等の整備に係る資金需要に対応して資金調達が円滑に行えるよう福祉医療機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを、平成17年度に本格的に導入（平成19年2月1日現在194金融機関（参考資料23））したところであるので、その活用について引き続き社会福祉法人に対し助言願いたい。

イ 並行審査の取扱い

国庫補助金対象事業であって、新たに社会福祉法人を創設して事業を行うことを予定している場合には、国庫補助協議の審査及び法人設立認可の審査と並行して機構の融資審査を行い相互の連携を図ることとしている。

過去において、借入申込に際し、基本的な法人要件の不備や不適切な資金計画等により融資審査に支障を来した案件が見受けられたことから、これらに該当する案件については、法人審査はもとより整備計画の内容の妥当性及び資金計画の確実性についても十分な精査を行う等のほか法人等事業者への適切な指導を図りたい。

なお、交付金対象事業については、昨年と同様、創設法人であるなしに関わらず、地方公共団体から事業者に対し交付金及び補助金の内示がされた時点で機構宛連絡していただくことにより、融資審査の迅速化と連携を図ることをお願いしたい。

ウ 都道府県市意見書

機構の借入申込みについては、整備を行う施設等を所管する都道府県知事及び市町村交付金対象事業については市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長からの意見書の提出もお願いしてきたところである。

平成19年度以降においては、当該事業が当該地域において真に必要と認められる事業であることや、広域的な観点からも各種計画との整合性が考慮されているかを確認するため、すべての借入申込みについて、所管の都道府県及び市町村の長からの意見書を提出していただくことをお願いしたい。

また、療養病床のケアハウス等への転換事業については、上記（1）アのとおり融資条件の緩和を実施することから、転換事業に該当する定員数を意見書に明記することをお願いしたい。

各都道府県市におかれては、以上の件についてご了知の上、管内市町村に対しても速やかな情報提供をお願いしたい。